

第2回 原子力委員会臨時会議 議事録

<日時> 1991年1月18日（金）10：30から

<場所> 原子力委員会会議室

<議題>

- （1） 原子燃料工業株式会社熊取製造所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）
- （2） 京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更（高中性子束炉の増設計画の撤回）について（答申）
- （3） 平成3年度原子力関係予算について
- （4） その他

<審議事項>

- （1） 議事録の確認
事務局作成の第48回及び第1回原子力委員会臨時会議議事録（案）が了承された。
- （2） 原子燃料工業株式会社熊取製造所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）
平成2年11月30日付け2安（核規）第606号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することを決定した。
注） 本件は、放射性固体廃棄物の増加に対処するため、廃棄物貯蔵棟を更新し、固体廃棄物処理設備を設置するものである。
- （3） 京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更（高中性子束炉の増設計画の撤回）について（答申）
平成2年12月17日付け2安（原規）第718号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、内閣

総理大臣あて答申することを決定した。

注) 本件は、昭和53年10月2日付け53安(原規)第303号をもって承認された高中性子束炉の増設計画を撤回するため、当該原子炉設置承認申請書のうち高中性子束炉に関する記載事項を削除するものである。

(4) 平成3年度原子力関係予算について

平成3年度原子力関係予算政府原案に付いて、事務局から報告があった。